

原状回復対策推進協議会

日時：平成16年7月31日(土)

午後2時30分～

開催場所：八戸地域地場産業振興センター（ユートリー）8階中ホール

第5回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会 議事録

司会 まだ少し時間前でございますが、会議に先立ちまして本日の会議資料の確認をさせていただきます。

2点訂正がございます。委員の皆様にも事前にご送付させていただきました資料のうち、資料1「廃棄物一次撤去マニュアル案」を資料4に。同じく資料3の「生物影響調査について」を資料2に訂正いたします。

従いまして、本日の会議資料は、次第及び席図のほか、資料1が「仮設浄化プラントについて」資料2が「生物影響調査について」資料3が「県境不法投棄事案に係る排出事業者に対する措置命令について」資料4が「廃棄物一次撤去マニュアル案」です。資料5が「住民説明会における質疑・要望等に対する対応について」となっております。

過不足などがございましたら、お知らせくださるようお願いいたします。

何方かございませんでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第5回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、青森県知事よりご挨拶申し上げます。

三村知事 皆さん、こんにちは。

大変にお暑い所をご参集賜りありがとうございます。

さて、委員各位におかれましても、いよいよ私共青森の地域、八戸の三社大祭、そしてまたねぶたと始まってまいりまして、夏場、いろんな意味におきまして観光の時期でございますが、それぞれに委員の皆様におかれましても、お忙しいところ、お暑いところ、こうしてご出席をいただきました。厚く御礼申し上げます。

また、古市会長をはじめとしまして、委員の皆様方には、県境不法投棄事案における様々な困難な問題に対しまして、貴重なご意見・ご指導をいただいております。心から感謝いたします。

さて、県境不法投棄事案における原状回復対策につきましては、馬淵川水系の環境保全を目的に、現場周辺への汚染拡散の防止を最優先としているところであります。そのため、廃棄物及び汚染土壌は、全量撤去を基本として現在様々な対策を進めております。ご承知のとおり、第一期の表面遮水工事が完成

し、また仮設浄化プラントが稼動しているところでございます。さらには、廃棄物撤去等のための工事用道路、及び洗車設備が今月予定通り完成いたしました。

また、本年度の廃棄物の中間処理については、既に業者が決定しており、今後収集運搬業者が決まり次第、撤去作業の試行を行った上で、9月以降に撤去作業を開始したいと考えております。

なお、中間処理につきましては、現在、既に決定している中間処理業者以外の八戸地域の複数の事業者と協議を行っているところであり、廃棄物処理法上の必要な許可を取得し、かつ施設の改修等により条件が整いしだい、受託可能な業者が複数となるものであります。

また、本協議会からもご助言をいただいております、生物を指標とするモニタリング調査の実施については、県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会を設置し、今月5日に第1回委員会を開催して、調査内容等についてご検討をいただいたところであります。

本日は、前回の協議会において、委員の皆様方にお示し、ご意見をいただきました、廃棄物一次撤去マニュアル骨子を具体化しました廃棄物一次撤去マニュアルと、仮設浄化プラントの処理水についてご説明申し上げ、ご検討いただきたいと考えております。

県といたしましては、今後とも地域の方々とお話を重ねながら、理解し合い、また委員の皆様方をはじめ、専門分野の方々からお知恵をお借りしながら、豊かな自然、豊かな農林畜産物に恵まれた田子町の皆様方に、一日も早く、安全・安心を取り戻していただけるよう、全力を尽くして取り組んで参ります。

委員の皆様方には、どうか忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、本日のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

司会 大変申し訳ありませんが、知事は公務のため、ここで退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要綱第4の第4項の規定によりまして、古市会長にお願いいたします。

どうぞ、古市会長お席の方へお移りいただきたいと思います。

会長、ではよろしくお願いいたします。

古市会長 皆様、本当にお暑い中35度を超えているそうです。昨日、札幌が33.2度でしたから、更に暑いといったところ。東京に比べると、40度弱だそうですから、少しはましかなという気がします。そういった酷暑の中、また土曜日というお休みの中、委員の先

生方にはご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

今日もまた、役目柄座長を務めさせていただきます。

ただ今、三村知事の方からご挨拶がございました。この協議会は、ご存知のように、諮問機関的な、知事から諮問されるような機関的な、条例では決まっておりませんが、重要な会議でございます。資料4の一次撤去マニュアルの後ろに、皆様、ちょっと見ていただきますと、92ページに設置要領というものがございます。ここで行います所掌業務、対策の工法に関するものの評価・検討、実施に関する安全性の評価・検討、それからモニタリング、跡地利用、環境再生、こういうことをもう一度思い出していただきたいと思っております。

設置要領にはここまでしか書いていませんが、第1回の設置に関するところで、この協議会で決まったことについては、最大限、知事の方は考慮していただけるということになっております。その一環として、是非、知事にこの会議にご参加くださいというふうをお願いしております、今日やっと実現いたしました。事務局の方は大変だったでしょうけども、どうもありがとうございました。

長くなりますが、ちょっと一言、会議を始めるにあたって申し上げておきたいことがございます。

大事なことは、だいぶ先が見えてきて、実施計画等も出来ましたし、その実現のための一步一步、今、やられているわけです。やはり、岩手県と併せますと88m³ですね。膨大な不法投棄をされたものがあるところで、10年とされておりますが、その計画であります。そういった意味で、非常に長期的な視点、長期的な大局的な視点でやはりこの委員会は、協議会は議論すべきでしょう。枝葉末節で時間をいたずらに伸ばさない。本当に大事な大局的なこと、そういう長期的視点にたった、そういう議論をこれからしていきたいと思っております。

その時、勿論、県民の視点にたって、この地域、青森県という場が、よりよくなるためにはどうしたら良いかと。そういうことを第一義に考えるべきだろうと思うのです。それが知事の言葉では、馬淵川の環境保全であると。全量撤去であるということを示し上げましたが、そういうような、地域の再生ということですね。これを考えるべきだろうと思うのです。その時に、県だけ、行政だけがやるのではなく、市民の方も同じ視点で、同じような問題を協力して、協働してやっていくんだという視点、是非このへんをしっかりと確認した上で進めたいと思っております。

その時、実効性、本当に実行できるのだろうかということ。ここで議論したことが、机上の空論にならないためには、そのためには受け皿をどうするかという。受け皿がなかったら駄目です。幾ら一生懸命掘り起こしてやっても、持って行く所がないわけで

す。持って行く所をどうするか。そのためにはどうしたら良いか。その時に、やはり環境負荷を与えとか、そのことによってかえってまた環境負荷を与えとか。ただ単に、青森ですと67万³、これが全部燃やされてしまって本当に良いんだらうかと。資源にできる物が、再生できる物があるのではないかと。そういうことをしっかり考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そのためには、現場でしっかり適正処理ということも勿論ですが、リサイクルする、資源再生するというような視点をおきながら、分別しながら撤去する。その時、そういうことによって、有用な物は回収できますし、減量化もできるわけですから、運ぶ量も少なく済むかも分かりません。

そういうような大きな視点をこれから考えていくべきではないかと、私は思いますので、そのへんのところを踏まえながら、ご議論いただければ幸いですと存じます。

ちょっとお時間いただきまして申し訳ございません。

では座って進行させていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

そうしましたら、最初に報告事項、資料は先ほど確認させていただきました。資料が事前にお送りしたものと番号、ナンバリングが変わっています。報告事項を先に済ませてということで、資料1に基づきまして、仮設浄化プラントについて、事務局からご説明よろしくお願ひします。

鎌田対策
監

それでは資料1に基づきまして、仮設浄化プラントについてご説明申し上げます。座ったままで説明させていただきます。

このことにつきましては、前々からお話しておりますように、本設の水処理施設が出来るまでの間、浮遊物質、SSを取ることでこの仮設浄化プラントを設置した。ところが、前にも協議会で報告しましたが、3月、4月の設置直後の時には、SSが安定していなかった。SSを十分下げる必要がある。そういうことをしなければならぬということでのご提言がございまして、こちらの方としては、沈殿槽を1基増設して対応することで、今まで工事を進めて参りました。その結果についてご報告を申し上げたいと思います。

処理条件の資料1-(1)に処理条件がございまして。5月いっぱい、5月31日までは、表のようにpHが8、それからパック、これは凝集剤ですね。ゴミを取る凝集剤の添加量1リッターにつき50mg。そういうような消石灰を100mgとか、沈殿槽を1基でやって参りました。6月から増設工事、いろんな条件、処理条件の見直しというものをやりながら、どういう具合にしたら一番最適な効率の良い処理ができるのかということ、いろいろ検討して

参りました。

そして6月10日から沈殿槽を2つにして、その時に凝集剤、これを今までの半分の25mgにして行って参りました。その時には、いわゆる消石灰を入れたり、入れなかったり、いろいろな検討をして参りましたが、結果として、消石灰は必要がないということになりました。

最終的には、6月25日からは、7月1日の表に書いてありますが、これが現在の処理条件でございます。pHが7、パックが25mg、ポリマー、これは高分子の凝集剤ですが、これが1.0、それから消石灰は無し。それから沈殿槽を2基という具合の条件で運転し、今のところは安定しているという結果を得ておりますので、今後、この様な条件でやって、推移をみていきたいと考えております。

その結果を次のページから具体的に説明したいと思います。次のページに、図1でA3の仮設の浄化プラントの流れでございますが、左上の方に凝集剤とか苛性ソーダとか硫酸という槽がございますが、それを反応槽の所、左側の真ん中にありますが、反応槽に入れて、そしていろいろゴミを取るという行為をここで行います。

今までですと、そのまま真ん中にMという三角の所がございますが、沈殿槽1、これ一つでやって参りました。6月10日から、沈殿槽2という、下の方に二つにわけて、そして沈殿時間を長くする。滞留時間を長くして、ゆっくりとゴミを取り出すという、そういう装置を付けまして、そして運転していくことにして、先ほど言いましたように、安定しつつあるということでございます。

その結果としては、次のページにグラフがございます。図-2でございますが、これは5月の処理水の濁度、一番上が原水の濁度です。真ん中が処理水の濁度。3番目、一番下が処理水量でございます。ここで見ていただきたいのは真ん中でございます。真ん中の処理水の濁度。これが大分高い所にあったり、低い所にあったり大分ぶれていました。これが5月ですが、6月、次のページ、図-3でございます。これにつきましては、6月になるとぶれが大分、これはスケールが違いますので、なかなか見にくいのですが、10の所には1回もいっていないと。排水基準である10のところに行っていない。最大でも行かないと。平均的になってきたと。

ここで断りしますが、上の原水の濁度で、6月23日までになっております。24日からグラフがありませんが、これは機械の方の濁度計の不具合がございまして、欠測となっております。こういうことは、機械がよくありますので、余りお気になさらないようにしていただきたいと思っております。

そういうような状態を続けていきまして、次の図-4、次のペー

ジですが、濁度が大分落ち着いているという状況で、平均的に1前後で動いているような状況になりますので、上の方で相当濁度の幅がありますが、下の方の処理、2つにして処理することによって、十分対応しているということが見ることが出来ると思います。

参考までに、次のページに表-1で、水質の分析結果として、全項目をやった結果を載せております。これで網状になっていますが、SSの所が原水で41が、処理水で0.2という具合に、この時の7月6日の採水については、採水した時点で処理水は0.2であると考えております。

なお、表の方は濁度ではないかと。処理水の方はSSになっており、浮遊物質になっています。この水について、相関を調べたところ、約1です。ですから、大体同じように濁度とSSは同じものと。同じ値を示すということで見ていただいた方が良くと思います。

以上が今までの見直しに対する結果でございました。

それから、前回の協議会で、1ページに戻っていただきたいのですが、この中には、濁度は取れるかも知れないけども、溶解性物質が大分入っている。いわゆるCODが高いと。その溶解性物質を出来るだけ吸着して欲しい、取って欲しい。そのためには、活性炭処理をしていただけないかというご提案がございました。一方では、その活性炭というのは、原水の水質からみると、相当活性炭の破瓜が激しく、いわゆる頻繁に取り替えなければならないのではないかとということも指摘されております。

そういうことをいろいろ参考にしながら、事務局の方で検討した結果が、2のところに書いてある、「炭による処理について」ということとございます。これについては、いずれにしても処理水槽からの処理水の水質というものをもっときれいにしていきたいということで、色々検討した結果、現在の仮設浄化プラントというのは、来年の5月に本設の水処理施設が出来ますので、それまでの仮設のプラントであると。それからランニングコストが活性炭であれば、相当大幅に増加する。

もし炭であれば、現在、フィールドの方に、現場の方に炭によるろ過のところがあります。それによって、バークと炭と交替しながら、ろ過しているところがございますが、そういう所では、ろ過の効果が表れているというようなことで、そういうものを総合的に考えて、地元にある炭を利用して処理することが出来ないだろうか、ということで検討した結果、炭を利用したいと考えております。

その炭を利用してやるのですが、この一番最後のページに模式図がございまして、これは、仮設浄化プラントの建屋の中には入れません。場所がないものですから、外の方に設置していっ

て、その建屋で処理した水槽から水を流してもらって、今現在は、そのまますぐ池の方に流れていると思います。それをそこにこういうような装置を作って、そして炭を通して更に綺麗にしようというような考えでおります。

この構造は、上から流すとどうしても水の道が出来てしまって、一部しかろ過が出来ない部分がございます。そういう不具合を無くするために、下から、サイフォンの原理を応用し、下から流してやって上に出していく。そして放流する。出来る限り綺麗な水を出していきたいと考えております。

これについては、今、いろいろと地元の方、業者の方とやっておりますが、約1ヵ月くらいかかるだろうと。これからお盆とか何とがありますので、約1ヵ月くらいで設置出来るのではないかと。そういうことによって、更に綺麗な水を環境の方に放流できるのではないかと考えております。

私から、仮設浄化プラントについてのご説明は以上でございます。

古市会長 ありがとうございます。

資料1に仮設浄化プラント、前回、先ほどの図-1から4、濁度の方が超えたものがありましたと。凝集沈殿がうまくいっていないのではないかと。そのへんの工夫をしてくださいということで、今、ご説明がありましたように、沈殿槽を並列で2基設置するようにしたと。滞留時間を延ばしたということです。十分、そのデータにありますように、水質は向上したと。更に水質浄化をよくするために、活性炭、今の場合ですと炭ですね。これを使って吸着するという装置を工夫したということでございます。

以上、何かご質問ございますでしょうか。

川本先生、お願いします。

川本委員 質問といたしますか、確認です。これが設置された後は、水質分析はこの炭の装置を出た後の水についても、一つ加わるという理解でよろしいのでしょうか。

鎌田対策
監 今まで、仮設浄化プラントの原水、処理水をやってきましたが、これに加えて、炭を通した処理水、処理水-2という形になるかと思いますが、そういう形で調査をしていきます。

古市会長 ということは、処理水槽を出た所と、活性炭を出た所、2カ所でやるということですか。

鎌田対策
監 それと原水です。

古市会長 原水は勿論ですが。
 ということで増えるということですね。

ほかに如何でしょうか。大久保委員、お願いします。

大久保委員

八戸圏域水道企業団の大久保でございます。

仮設浄化プラントにつきましては、現場でも、または県の方でも対応をきちんととって、より良い処理水ができていることに敬意を表したいと思います。

また前回、仮設プラントの処理水槽の後に、活性炭処理をということで提案いたしました。非常に水的に現場では難しいということと、時間が迫っているということで、炭の吸着を提案されたことにつきましては、ちょっとは進歩したものと考えていますので、出来るだけ早く稼働できるように努力していただきたいと思っています。

以上です。

古市会長

コメントありがとうございました。是非、活性炭の効果、こういうものが出てくるだろうと思いますので、見守りたいと思います。

ほかに如何でしょうか。

原水水質も濁度はかなり変動するんですね。5月、6月、7月ですと。6月の原水は低かったのですが、7月になって原水の濁度は増えてきたわけです。これは前の5月と同じような傾向ですよ。80くらいを限界に。

特段、ございませんようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

それでは資料2に基づきまして、生物影響調査について、これについてご説明よろしく願いいたします。

稲宮主幹

県境再生対策の稲宮と申します。生物影響調査について説明をさせていただきます。

今月の5日、第1回県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会を開催し、生物影響調査についてご検討をいただきましたので、資料に基づきましてその概要についてご報告させていただきます。

この資料は、第1回の委員会に提出した資料でございます。生物影響調査の趣旨、委員会の所掌、調査計画案等の基本的な事項について説明をさせていただいた資料となっております。

具体的な調査計画につきましては、この資料の3のとおりでございます。ご覧いただきましたように、生物影響調査全体としましては、4つの調査により構成されております。

まず1番目としまして、現場下流域の水生生物の生息状況を長期的に調査しまして、環境影響評価のためのデータの蓄積を図る水生生物調査。この調査につきましては、水生生物の多

くのが羽化する時期が早春でございますので、その直前の時期が一番最適な時期ということで、毎年4月から5月にかけてやっていきたいと思っておりますが、そういう形で17年度からやっていきたいと考えております。

2番目の調査です。これにつきましては、浸出水処理施設の処理水の安全性の確認のために、施設の中で魚類を飼育し、その状況を公開するという魚類の飼育でございます。この事業につきましては、浸出水処理施設が完成するのが平成17年でございますので、平成17年度から実施したいと考えております。

3番目の調査でございます。魚類のダイオキシン調査でございます。これにつきましては、現場の下流の杉倉川、熊原川につきましては、イワナをはじめとして、ヤマメ、アユ、ハナカジカ等の生息地でございます。県内外から遊漁者、釣り客が訪れる場所であることから、食品としての安全性を確認することを目的として、現場下流に生息する魚を採捕し、ダイオキシン類を分析するという調査でございます。この調査につきましては、今年度実施したいと思っております。

以上3つの調査につきましては、県境再生対策室関係の事業となっております。

最後の4番目、モデル河川における溪流魚の系群保全実証試験です。これは農林水産部関係の事業となっております。この事業の内容としましては、熊原川の魚類の生息状況等の調査の実施、熊原川在来のエゾイワナの親魚を採捕して、種苗生産を行い、その種苗を放流し、種苗放流により増殖効果を検証するという内容でございます。

以上の4つの事業により生物影響調査の計画としております。

次ページをご覧くださいと思います。

次ページには、第1回の評価委員会において頂きました主な意見をまとめさせていただいております。

まず1つとして、水生生物調査について、2つの意見をいただいております。

平成17年度調査開始となっているが、開始年度を前倒しできないか。

2つ目として、浸出水処理施設稼働前の水生生物の生息状況を把握することが重要であることから、最初の年だけ調査地点数を増やしたらどうか。この2つの意見を頂いたわけです。

2つ目として、魚類の飼育についてです。

まず、鯉は水質が悪化しても生きられる強い魚であるので、飼育する魚種として如何なものか。また、熊原川に生息しているウグイとかでやるのがいいのかとも思う。また、単に飼育する

だけではなく、並行してダイオキシン類調査とも組み合わせるかどうか、との意見も頂いております。

最後に、親魚よりも受精卵などもっと弱い段階のものを飼育し、発生などを観察したらどうか、という意見を頂きました。

3、その他としまして、水生生物に限定せず、影響が現れ易い両生類を指標として、例えばカエルの卵を採取し、その発生を観る等の調査を行ってはどうか、という意見も頂きました。

委員会で頂きましたご意見に対する対応につきましては、現在、事務局の方で検討させていただいております。

なお、評価委員会の議事終了後に委員であります、小原弘前大学農学生命科学部教授から、学生の卒論研究として行った、不法投棄現場に生息する「ハタネズミ」の染色体分析について報告がありました。

奈良会長からは、「卒論の一部が一人歩きしないよう、もう少し突っ込んだ研究をされるように」との要請があり、評価委員会としましては、今後の研究の推移をみていくこととしております。

以上でございます。

古市会長 はい、ありがとうございました。

ちょっと長いですが、「県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会」が立ちあがりまして、資料2の一番最後に、5名の先生方で構成されております。所掌業務は、この1ページ目の所を書いてあります。主に調査の内容は、今、ご説明がありましたように4つからなっているということでございます。

今のところ、公式見解ということではないのですが、評価委員会におけるこのような議論がされて、意見が出ておりますよ、というご紹介をいただいたということです。

いずれ、何らかの、今の「ハタネズミ」も含めまして、公式的な調査結果というのは、いずれご報告いただけるのでしょうか。というのは、この協議会と評価委員会との関係をもう少し説明していただけないでしょうか。

山田副参事 今年の計画としましては、先ほどの1ページの魚類のダイオキシン類調査、これは熊原川に生息するウグイやイワナのダイオキシン類調査をいたしますので、その結果が出ましたら、また、ここで報告したいと思っております。

ただ、この生物調査に関しましては、ここの協議会の所管事項としてではなく、専門の委員会をつくって、専門の委員会の方でいろんな議論などをしていきますので、機会ごとに調査結果等が出ましたら、ご報告という形ではしたいと思っております。

古市会長 そうですか。直接、この協議会と評価委員会は関係ないが、何らかの対策を講じる上で、そういう必要が生じた場合はご報告をいただけるという、そういう理解でよろしいですか。

ということですが、皆様、如何でしょうか。全般につきまして、ご意見とかコメント等がございましたら、よろしく願いたいと思います。

ございませんか。今日は何か、静かで、暑いから少しだるくなっているのかも知れませんが、活発なご意見をいただきましたらよろしいかと思うのですが。

柳田さん、お願いします。

柳田委員 一つ、よその委員会にとにかく言うことではないのですが、私もこの第1回目の委員会における意見の中で、開始年度について若干の前倒しをして、今年から何とか調査をしていただきたい、そういう要望をしていただきたいということ、それだけでございます。

古市会長 そのへんは、こちらでは対策を打っていくスケジュールがございしますので、それに応じてチェックしていこうということですから、そういう要求をいただいたということですよ。

評価委員会の方でもそういうご意見が出ておりますので、是非このへんは我々の協議会からの要望としてお伝えいただけますでしょうか。

ほかに、大久保委員、お願いします。

大久保委員 前回に変異原性試験についての意見交換があったと思いますが、この生物影響調査委員会では、変異原性試験については、コメントしないのでしょうか。

また、前回の宿題というか、検討したらどうかということについての県の考え方をお聞かせください。

古市会長 前回、確か川本先生から、急性毒性のみならず、変異原性といえますか、そういう影響もみてみたら如何でしょうか、というお話がございましたが、それに対して、県の方ではどういうふうに対応をしていただけましたでしょうか。

鎌田対策監 まず1つ目の、こちらの方の評価委員会の方では、そういう変異原性のことについては議題になりませんでした。県では、前回でそういうご意見がございましたので、川本先生の方といろいろご相談して、そして川本先生の所で、そういう変異原性の試験が出来ないかどうかということをお願いしております。今、資料をお送りをお願いしているところです。そのへんはちょっと、川本先生の方から。

古市会長 今、説明していただけますか。では少し簡単にご説明いただ

けますでしょうか。

川本委員 今お話にありましたように、仮設浄化プラントの原水と処理水を6月下旬に採水していただきまして、それを私共の国立環境研究所の方に送っていただきまして、試験は終わっているのですが、現在結果の解析中でございます。

今のところはまだ、そういう状況で、詳しいことは出ておりません。

古市会長 そうですか。

解析結果が出ましたら、また県とご相談いただいて、それと評価委員会とはどう関係しますか。今、大久保委員からのご質問は、そういう結果を、そういう議題は評価委員会でやらないのかというお話と、それとこの協議会とはどう関係するか。その二点を含んでいるように思いましたので、そういうことですね、大久保さん。

鎌田対策
監 変異原性の試験結果については、この協議会に報告したいと思っております。評価委員会の方では、議題とかそういうものがございませんでしたので、こちらの方でいろいろと報告して、また委員の先生方からいろんなアドバイスを受けたいと考えております。

古市会長 そうですか。

ということですので、また出ましたらご報告していただけるということでございます。

福士先生、お願いします。

福士委員 これもほかの委員会に対して云々出来ないのですが、水生の生物とか魚類の話が中心のようで、これを例えば植物とか、陸上の生物とか、そういったものまで広げるかどうかということについては、話題にはならなかったのでしょうか。これはやれということではないですが、その委員会で話題にならなかったかどうかです。

古市会長 如何でしょうか。

山田副参
事 当日は全く話題にはなっていません。県のこの調査の趣旨としましては、要するに水ですね。浄化した後の水による影響、処理水からの影響ということで、こういう研究をしたいと。川の方に流しますので、そこにおける水生生物の調査をしたいということで、趣旨を説明しましたので、そちらの方までに話は及んでいません。

古市会長 福士先生、よろしいですか。

では、報告事項2につきましてはこれくらいにしまして、その他

となっておりますが、これにつきまして内容をご説明いたします。

三上副参事 排出事業者の調査、責任追求を担当しております、三上と申します。

資料3、A4の一枚ものでございますが、それに基づいてご説明申し上げたいと思います。

7月28日付で、排出事業者1社に対しまして、措置命令を発出しましたので、その概要をご報告申し上げます。

なお、昨年度6件の措置命令を発出しておりますので、今回で7件目となります。措置命令につきましては、不法投棄場所が必ずしも特定されておりませんので、青森県、岩手県両県の知事連名で措置命令を発出しております。

概要につきましては、そのペーパーに添いましてご説明申し上げます。

1、被処分者でございますが、東京都板橋区に本社を有する「ミヨシ産業株式会社」でございます。

法違反事由でございます。これは委託基準違反、廃棄物処理法12条第3項の規定でございますが、荷卸しを行う場所の所在地を管轄する青森県知事の許可を受けていない収集運搬業者へ産業廃棄物の運搬を委託したというのが法に違反するものでございます。

3番の処分内容及び根拠となる法令の条項でございます。処分の内容は、委託基準違反に係る燃え殻相当物6.62トンの撤去を命ずるものでございます。その根拠条項ですが、廃棄物処理法第19条の5第1項に基づきます。

処分年月日ですが、先ほど申し上げました、去る7月28日付でございます。

履行期限ですが、10月15日としております。

6番の措置命令の履行についてですが、措置命令の履行については、青森・岩手両県で協議の上、9月16日までに実施計画書を提出させることとしております。計画が提出され次第、地元の田子町長さん、二戸市長さんはじめ、地元の皆様には、日時、運搬ルート等をお知らせすることとしております。

また、両県では、今後、履行期限までに適正に処理されるよう監視、指導していくこととしております。

以上、ご報告とさせていただきます。

古市会長 はい、ありがとうございました。

7件目の措置命令の対象企業に措置命令をかけた。その内容についてご説明いただきました。この内容に関しまして、何かご質問とか、コメントとかございますでしょうか。

小原委員、お願いします。

小原委員 実施計画書を提出させて行うということですが、このミヨシ産業が捨てた物とか場所とか、特定出来ないと思いますので、ある程度、県の方で「この地域のこれを持っていけ」というふうな指導はされるのでしょうか。どのあたりを想定されているのでしょうか。

あの地図の中で積んであったりする、あの中から持っていけというふうになるのですか。

古市会長 お願いします。

三上副参事 そのへんの、どこのどの地点からの燃え殻相当物を撤去してもらうかというのは、これから岩手県と協議し、業者の方に指導していくということになります。

小原委員 業者に勝手に持っていけと言ってもあれですよ。つまり、両県でこの辺りとか、ある程度指導をして持っていかせることになるわけですか。

三上副参事 おっしゃる通りでございます。

小原委員 分かりました。

古市会長 一応、法律上は1対1に対応していなかったら駄目なんですね。措置命令をかけたものというのは、これだというふうに特定出来ないと駄目なのですね。代わりにこの辺の物を持っていけというわけにはいかないわけでしょう。

三上副参事 委託違反のあった廃棄物は燃え殻でございます。従って、その物、それを特定することは出来ないにしても、いわゆるここで、ペーパーにございますように、燃え殻相当物ということで。

古市会長 そういう理解で、広く解釈して出来るわけですね。

三上副参事 そうでございます。

古市会長 なるほど、なるほど。ほかに如何でしょうか。
これは、事業者の方、排出事業者の方にかけてわけですよ。収運業者の方はいいのですか、どうなのですか。

三上副参事 法律の体系からいきまして、原因者にはもちろんですが、委託基準違反等があった場合に、排出事業者措置命令をかけることが出来るという体系になっております。収集運搬業者に対しましては、これは許可を有して営業しております。それに対しては、今度は行政処分を検討することになります。

古市会長 なるほどね。別途ですね。

今度また、法改正で収運業者にも未遂的にかけられるようになりますよね。

ありがとうございました。

ほかに如何でしょうか。なければ次に参りたいと思います。

今日の、ある意味で本題でございます、協議事項として、廃棄物の一次撤去マニュアル案ですね。これについて少し説明いただいて、その後、その内容についてご質疑いただくというふうにしたいと思います。これは、スライドをもってやるんですね。

西谷主幹 それでは、廃棄物の一次撤去マニュアル案についてご説明いたします。

前回の協議会で、廃棄物一次撤去マニュアルの骨子素案ということでお示しましたが、今回、本文について取りまとめをいたしましたので、ご説明させていただきます。

本日、皆様方には、100ページ程度の印刷物、マニュアル案を配布させていただいておりますが、今日はスライドを用いましてご説明いたしますので、前の方をご覧いただきたいと思ます。

まずこのマニュアルにつきましては、全体管理マニュアル、掘削・積込みマニュアル、洗車マニュアル、運搬マニュアル、作業環境・安全対策マニュアル、適正処理管理マニュアル、環境保全管理マニュアル、緊急時対応マニュアルという、全部で8章構成とさせていただきます。

まず全体管理マニュアルをご説明いたします。

この全体管理マニュアルは、一次撤去計画における撤去量、撤去期間等の基本条件を整理するという目的で定めるものでございます。その他、適用主体、関係者の責務、情報管理方法についても定められることとしております。このマニュアルは、今後の撤去作業、試行等も踏まえまして、適宜見直しをしていくと。事情、事情によりまして、最も効果的なものとしてマニュアルを見直していくというものでございます。

全体のフローと関係図でございます。ここが現場の工程の流れになっておりまして、この流れに沿って掘削・積込みグループ、運搬グループ、こういうグループ分けをしております。全体を統括するのが全体管理グループということで、横に見ますとそれらのグループに適用されるマニュアルが分かるというふうな図になっております。

前回の協議会におきまして、このマニュアルを遵守させることが非常に重要であるというご指摘をいただいております。これにつきましては、工程会議、これを週1回必ず開催して、作業の監督員に周知徹底を図る。県の監督員は是正に必要な指示等を行う。週1回の工程会議のほかに、全体会議ということで月

1回全体会議を開催するというにしております。

それらを踏まえまして、県は是正のための措置による改善と効果、あるいは課題点を把握して、必要に応じてマニュアルの見直しをしていくということにしております。

まず今回の撤去の範囲ですが、これは従前からご説明しております、ゴムシートの上にある地下水へ影響を与えないエリアということで、この赤い部分、Aエリアと呼んでおりますが、この部分の撤去を対象としたマニュアルでございます。

Aエリアの拡大図ですが、ここが一時仮置場という場所、こちらが中間処理場。この2つプラスこの水色の部分、水が溜まっております。この水も対象として、今回の一次撤去をするということにしております。

撤去の時期ですが、我々とすればなるべく早い時期から着手をし、平成19年3月までに実施をしたいと。年間の撤去日数としては、土曜、日曜とか、休みのほか、悪天候等を勘案しまして、年間215日程度稼働したいと考えております。

撤去対象廃棄物は、先ほどのエリアの約9万6千 m^3 、それと滞留水を対象といたします。

それらを16、17、18の3カ年で撤去しまして、トータル10万9千 m^3 程度を対象としております。

次に運搬ルートです。撤去現場から、県道181号に入りまして、右折して104号を進みまして、三戸町の川守田交差点から国道4号に入って行く。片道は約155キロ、想定走行時間は、3.5時間ということでございます。

図面が横になっていて恐縮ですが、ここの現場から、国道4号を北上しまして、平内を通りまして、ここは青森ですが、青森市内の環状線を通りまして、現在のところは青森市内の中間処理場に搬出する計画を立てております。

現在のところ、搬出予定しております受け入れ先は、青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社、受け入れ量は1日当たり210t程度ということを見込んでおります。

次に作業の調整、休止の検討基準を定めておりますが、これは最寄りの観測所、三戸気象観測所のデータと、現場での気象観測データから、作業の調整・休止を判断するというものでございます。晴天、曇天の場合は通常通り作業を行いますが、例えば雨天の場合ですと、約1時間当たり20mm以上の大雨が降れば、作業調整・休止の検討をするというふうなことを定めております。

次に第2章の掘削・積込みマニュアルでございます。

掘削・積込みの作業工程では、ここでは有害廃棄物を取り扱うということから、汚染拡散防止対策が非常に重要でございますが、なおかつ作業の安全性にも最大限留意する必要があります。

と。従いまして、撤去現場における環境リスクの低減と安全性、かつ効率性を目的としてこのマニュアルで各種の事項を定めていくということでございます。

このマニュアルにつきましても、現場で実際掘削・積込み作業をしながら、不具合等が出てくれば、それらを反映して、随時見直しをしていくということでございます。

掘削範囲は先ほどご説明した通りのAエリアということで、重複になりますが、一時仮置場と中間処理場ということです。この3-3に掘削量の管理ということですが、我々が今まで実施計画等におきまして、67万1千 m^3 ということで、 m^3 だけで数値を今まで記載しておりました。実際、現場で撤去が始まると、トン当たりの把握になってくるということになります。そうなりますと、例えば1日100t撤去したという、その67万1千 m^3 のうちの何%が撤去されたのかという把握が出来なくなるということで、掘削量の管理は、定期的な測量によりまして、 m^3 でも把握しながら、日常はトンで管理していくと。従いまして、トンでも m^3 でも把握することによって、67万1千のうちの何%が撤去されたかという進捗率も把握することが出来るということです。

これは先ほどと同じ撤去の範囲です。

次に掘削の手順です。掘削は、バックホウによりまして、まず上部、雨水が滞留していない上から順次掘削していく。医療系廃棄物が混在しております。1%未満ですが。従いまして、作業の安全面ということから、手作業は行わないで、重機作業だけでの掘削をするということにしております。

これは掘削のイメージ図です。

今現在、このラインに廃棄物が積まれておりますので、上部から低くなるように掘削をしていくということでございます。

次に積込み手順です。掘削した廃棄物は、性状、これは含水率とか粗大なものの有無等を確認しながら、運搬車両への廃棄物の付着低減に配慮する。尚且つ、過積載のないように管理をしていくということです。

浸出水の管理です。現場を掘削し、そこにまた雨等が降りますと、浸出水が発生します。それがまた流出しますと、環境への影響ということが出てきますので、掘削のための開放面積、重機が動いている範囲は、必要最小限に留めると。それ以外の部分については、ブルーシート等で遮水をしながら、工事を進めていくことによって、浸出水量を抑制していくという工程を考えております。

次に洗車マニュアルです。先ほど、廃棄物の運搬車両への付着をなるべくさせないということで申し上げましたが、やはりどうしても若干の廃棄物は付着するということは想定されます。従いまして、その廃棄物を場外へ移動させないために、場内から

出る前に十分な洗浄を行う必要があるということで、洗車をするというようにしております。その洗車における各事項をここで規定しております。

まず洗車ヤードの位置です。これは場内で作業を行って、出る直前、退出直前の所に配置をしております。

洗車設備は、湿式タイプ、いわゆる水噴射によって泥を洗い流すというタイプにしております。

これはそのイメージ図です。この黄色部分、ここでタイヤ洗浄、下から水を噴射しまして、タイヤを洗浄いたします。その後、車は前に進みまして、ここで高圧ジェット水によって、車輪洗浄以外の部分、残った部分とか、ボディとか下回りの泥を洗い流す。その後で場外へ出ていくと。大体1台当たり6分程度を見込んでおります。

これは他の施設ですが、もう既に現場には出来ておりますが、これは他の施設での洗車設備でございます。この様に洗浄して出ていくと。

その洗浄に用いる水の管理方法です。タイヤ洗浄機の洗浄水、これは最初に入ってすぐのタイヤを洗う水ですが、これは循環方式を採用いたします。ただし、1ヶ月ごとに入れ替えを行うと。仕上げ洗浄の高圧洗浄機、これは仕上げですから、循環利用ではなく、常に清浄な水を利用すると。従いまして、毎日水を供給していく、清浄な水を供給して使用するという事です。

その洗浄をしますと、洗浄水槽の下に汚泥が溜まってまいりますので、その汚泥は定期的に搬出をして、適正に処分を行うということにしております。

次に4章の運搬マニュアルです。廃棄物の運搬工程におきましては、交通安全、環境負荷低減及び汚染拡散防止に配慮することが必要になります。従って、このマニュアルでそれらを満足するための各種事項を取りまとめております。

このマニュアルにつきましても、今後、実際に試行等でトラックを走らせながら、状況を見て、課題等を整理しながら、随時見直しをしていきたいと考えております。

まず運搬車両ですが、運搬車両は、登録制にしまして、事前に県の方で車の登録をさせていただいて、それ以外の車は使わないと。その登録した車には、登録証を常に携帯させるということにしております。使用しようとしている運搬車両の例示ですが、この様な、これは天蓋車と言っておりますが、固形物を積載する車両で、上から見ますと、蓋が開いてこの中にゴミが入って、その後は蓋が閉まりまして、ここにパッキンが付いておりますので、密閉型で閉じられるというふうなものです。

含水率が極めて高いものについては、この様なタンク車に入れまして、密閉して搬送するという事です。

先ほどの登録証ですが、見やすい場所、大きさについては実際やってみながら調整していきますが、助手席側にこの様に「不法投棄廃棄物運搬車両」であることと「登録番号」を表示して走ると。裏面には、運転者の情報と会社名を記載しておくということにしております。

運行にあたっては、3、4台のグループに分けて、グループ単位で運搬をする。場内で積込みと洗車の行程が終わって、終わった順にどんどん場内から出ていきますと、五月雨式に田子町内をひっきり無しにダンプが走るということになりますので、それらに配慮して、3、4台のグループに分けて、まとまって走ることによって、全くトラックの走らない時間帯をなるべく増やしたいと考えております。

運搬時間につきましては、子供達の安全への配慮ということで、登校時間、学校にちゃんと入ってからということにしておりますし、運搬日は原則として平日ということと考えております。

これは今現在考えている運搬のタイムテーブルで、このピンクの所、ここが田子町内を走行する時間帯ということで、これは実際やってみながら、時間を短縮できるのであればしていくということにしたいと思っております。

また、場外を運搬する時に、田子の町の中には3カ所、町道の出口交差点と上郷小学校の交差点と小沼交差点という3カ所に誘導員を配置しまして、トラックの運行を管理していくということにしております。

これは先ほどお示しました全体の経路図です。

場内の運搬車両のフローですが、入場しますと積込みの待機ヤードで待機しまして、積込みをして、洗車をして出ていくと。それぞれ大体想定時間を書いておりましたが、これらについても実際試行等を繰り返しながら、管理をしていきたいと考えております。

運行に入りますと、そのトラックが現在正常にといいますか、問題なく運行されているかというものを管理するために、運搬会社の中に、仮称でございますが、運行管理センターというものを設けて、走行しているトラックから、定点、現在4地点を考えておりますが、そこを通過した時点で、センターに随時、無事通過しましたという報告を入れていただくと。管理センターでは、その情報を県の方に定期的に連絡を入れるということによりまして、運行の管理をしていきたいと考えております。

これは当然のことですが、運行する車両はこれらの項目を毎日点検した上で走行するということです。

次に事故時の対応です。万が一、事故が起こった時は、運転手は負傷者の救助と二次被害の防止、汚染拡散防止を最優先として、直ちに関係機関に連絡をする。また、運搬業者は、

事故時に飛散流出した廃棄物の回収が、的確に実施できる体制を整備しなければならないこととしております。

事故時の対応については、後ほど出てきます8章の緊急時対応マニュアルによるということで整理しております。

運搬にあたりまして、その他の配慮事項です。特に交通安全に配慮すべき項目というものを整理しまして、交通安全マップというものの作成しております。交通安全マップには、この様な項目が示されておりまして、特に注意が必要な所を明記しております。これらを運転手に渡して熟知させるということにしております。

また、学校の長期休暇は当然注意して走行するとか、アイドリングストップをするとか、農耕車等を優先するとか、そういうふうなことも運搬車両には実施をさせたいと考えております。

これが先ほど申しました、交通安全マップということで、田子町編ということで、田子町の中でのいろんな交通規制であるとか、学校の位置であるとか、そういうふうなものを明示しております。

これは三戸町の方のマップです。同じように、横断歩道とか色々なものを明記しております。これらを運転手に配布することにしております。

次に、作業環境・安全対策マニュアルについてご説明いたします。

撤去現場は、非常に有害な特管相当廃棄物を主体に扱うということで、作業員の健康と安全の確保が第一ということになります。従いまして、それらのための予防と安全対策をこの中で規定していくということにしております。

このマニュアルにつきましても、実際に作業環境の調査をしたり、進捗状況等を踏まえて、適宜、今後見直しをしながら進めていきたいと考えております。

掘削・運搬の作業、ここが非常に一番、暴露量といいますが、有害物質に触れる危険性の高い作業になります。その現場におきまして、日常監視と個人暴露量調査というものを実施したいと考えております。

まず1つ目の日常監視では、粉じんと有害ガスについて測定を行うほか、ベンゼンとかジクロロメタンのVOCガス、これについても検知管で測定をしていくことを考えております。

また、個人暴露量調査は、作業員の一日の作業における有害ガスの暴露量を把握するための調査、これはベンゼンとジクロロメタンについて実施をしたいと考えております。

測定の実施方法ですが、まず測定をする場所を決めた上で、各種測定をした結果に基づいて、測定結果の濃度に応じて、第1管理レベルと第2管理レベル、第3管理レベルというふうなものに分けて判断をする。それぞれのレベルに応じた保護具等

を装着した上で作業をする。または作業を中止するというふうなことになります。

これは先ほどの日常監視等の測定項目ということで、ガス検知機で硫化水素、酸素濃度、一酸化炭素等を測定する、粉じんを測定すると。検知管でベンゼン、ジクロロメタンを測定すると。暴露量調査もベンゼン、ジクロロメタンを実施するというようにしております。

その第1管理レベル等の評価の分類の方法ですが、測定した結果が、後ほどお示しますが、基準値に満たない場合、基準値を下回っている場合は、第1管理レベルと。あまり問題のないレベルと。測定結果が基準値を超えまして、基準値の1.5倍程度までの間、これを第2管理レベルとしております。基準値の1.5倍を超えた状態、これを第3管理レベルと分類しております。

ここでは例示として、第2管理レベルの保護服を示しておりますが、ヘルメットと防塵と防毒マスクを着用する。保護手袋、安全靴を着用して、作業を実施するというようにしております。

それらを判断するための基準値、これは硫化水素から粉じんまで、この様な濃度の基準値を使用することとしております。これらは、産業環境評価基準だとか、いろいろなものから引用しまして、この濃度を適用したいと考えております。

次に評価と作業員に対する指導です。それら日々の作業環境測定結果に基づきまして、第2管理レベル、いわゆる基準値の1.5倍相当までの場合には、先ほどお示しました必要な保護具を装着させて作業をさせますが、1.5倍を超える場合のデータが出た場合には、作業を中断させるということにしております。

次に現場で掘削した場合に予期せぬもの、想定外の廃棄物が発見された場合ですが、ドラム缶等が発見された場合、何が入っているか分かりませんので、速やかに県の監督者に連絡をして指示を受けるということを規定しております。

最後に、現場で従事する職員の健康診断です。掘削作業員と我々県とか、現場監督者、これらの者は全てですが、一般健康診断は1年に1回、特殊健康診断、有機溶剤の関係を6カ月に1回受けることとしております。

次に第6章の適正処理管理マニュアルです。今後、廃棄物を搬出することになりますと、県が排出事業者となります。このマニュアルは、県がどの様にして適正に管理していくのかということを決めたものでございます。このマニュアルについても、実際、マニフェストシステムに乗っ取ってやっていながら、適宜見直しをしていくということにしております。

これは一般的マニフェストの流れを示した図でございます。我々排出事業者、県が引き渡しの場合にマニフェストをきって、

それぞれシステムによってマニフェストが流れていくと。それによって、最終的に処分されることを確認していくということにしております。

マニフェストで管理するほかに、必要に応じて事業所への立ち入り調査、または報告徴収ということも併せてやっていきたいと考えております。

次に環境保全管理マニュアルです。これは、これまで環境モニタリング調査ということで、協議会等でも各種データをお示ししておりますが、環境モニタリングについても、このマニュアルの中に位置付けをしまして、今後実施していくということでございます。

このマニュアルについても、現場の状況が変わっていきますから、それに応じて、例えばモニタリング地点であるとか、回数であるとか、それを適宜見直しをしていくということにしております。

現在のところ項目としましては、大気、水、先ほどご説明しました水生生物、これらのものをモニタリングとして実施をするという計画でございます。

頻度ですが、概ね年4回程度をベースとしながら実施をしていくと。評価は環境基準による評価を原則としております。

モニタリングの結果につきましては、速やかに公開しますし、今後測定項目等の追加、変更等につきましては、この原状回復対策推進協議会の場でご検討いただいた上で実施をしていくということにしております。

最後が緊急時の対応マニュアルです。緊急時の対応は、負傷者の救助、汚染拡散防止ということに配慮したものです。自然災害時、事故時、その他異常時というふうに分類をして、各種事例を想定して作成しております。このマニュアルにつきましても、実際いろんな事態を想定した訓練というものを実施しながら、また、必要に応じて見直しをしていきたいと考えております。

まず、自然災害時の対応につきましては、荒天時と地震というものに分けまして、それぞれの事態を想定して対応表を作っておりますし、その時の連絡体制を定めております。後ほど、この連絡体制表はお示しますが、マニュアルの方にも添付しております。

次に事故時の対応、事故時につきましては、運搬事故と作業事故、施設事故というふうに分類しまして、それぞれに対応する対応表と連絡体制を定めております。

その他異常時の対応としましては、現場周辺で異常が発見された時を想定しまして、その対応表と連絡体制を定めております。想定される緊急事態ということで整理をしますと、自然災害

時の荒天時において、掘削面の崩壊、キャッピングシートのめくれなど。また、地震時におきましては、施設の損壊、掘削面の崩落、巻き込まれ、火災、燃料の流出、転倒等。事故時の緊急事態の例としましては、運搬事故においては人身事故、車両事故、飛散流出。作業事故としましては、車両同士の接触、重機転倒など。施設の事故としましては、浸出水処理施設の事故、止まってしまったとか、あるいは停電、洗車設備の事故など。その他異常時としましては、現場周辺に浸出水等が漏洩したとか、運搬中に車両から、転倒等の事故ではないのですが、廃棄物が漏洩したとか。そういうふうなものについて想定しております。

それらの対応表として、自然災害時の荒天時の対応はこの様に表を定めて、その対応をまとめております。

詳細については、マニュアルをご覧くださいと思います。これは地震時の対応。事故時の運搬事故の対応。作業事故の対応。施設事故の対応。その他異常時の対応というふうなことで取りまとめております。

そのほか、苦情の対応としまして、地域の住民の皆様方から問い合わせ等、苦情等の窓口となりますのは、我々県境再生対策室としております。

その連絡先ですが、通常の就業時間等であれば、現地事務所、または県境再生対策室の電話でよろしいのですが、就業時間外や休日での連絡ということについては、携帯電話で緊急のものを用意いたしました。ここに番号を記載しておりますが、ここが窓口となって受け付けをするということでございます。

これらの緊急時対応マニュアルにつきましては、関係する皆様方が適正に対応できるように、先ほど訓練をすると申し上げましたが、安全教育をしながら、実効性が担保されるようにしていきたいと考えております。

本文の最後に、参考資料としまして、各種委員会の要綱であるとか、モニタリングの位置図等を設置しております。

以上でございます。

近藤副参事

近藤でございます。続きましては、お配りしております資料5によりまして、先日、22日に田子町で一次撤去マニュアルについて住民説明会でご説明をしました、その際、住民の方々からいただきましたご質問、それからご要望への対応についてご説明申し上げます。

お手元の資料5をご覧ください。大きくマニュアル関係とその他に分けております。

1つ目、マニュアル遵守の行程会議への住民の参加ですが、これにつきましては、地元自治体職員、住民代表の方にも参加

していただくこととし、その旨をマニュアルに記載したいと考えております。

運搬ルートにつきまして、秋田県へ向かい高速道路を使って処理施設へ向かうルートです。国道104号を秋田県境に向かい、十和田インターチェンジから東北自動車道を使って搬出するというのですが、この場合、片道約135キロ、時間として約2時30分。高速料金が2,950円必要となってまいります。時間・距離とも短縮されますが、国道104号の田子町夏坂地区から秋田県境にかけて急カーブに加え、急勾配が続いているということで、特に冬の期間の大型車両の通行は、厳しいものと考えております。

廃棄物運搬車両登録証を助手席窓に掲示するとしているが、運搬車両の識別がもっと容易になるような方法、ステッカー等、といたただきました。これにつきましては、登録証に加えまして、今、運転席後部に旗を立てて視認性を高める方法、加えまして、車両に括り付けると風圧がかかるものですから、その耐久性との問題がございまして、その旗を車体に掲示する方法、そういったことを実施して確認したいと考えております。それをみまして、このマニュアルの該当箇所を修正したいと考えております。

農耕車に注意ということではありますが、更に一時停止するなど配慮の徹底との意見をいただきました。これは、農耕車は低速でございますので、特に注意を要すると。その農耕車の挙動の確認も必要であるということから、マニュアルの該当箇所を「農耕車両が多く走行するため、一時停止するなど、特に注意して走行する」という形で修正したいと考えております。

運搬車両グループ化した場合の振動の問題、苦情が出た場合、どう対応するのかという意見でございます。田子町内におきましては、年4回、定期的に振動・騒音のモニタリングを実施しております。この8月にも定期的に行うモニタリング調査がございしますが、これをグループ走行時に調査を行いまして、振動・騒音の影響を把握したいと考えております。

その結果、生活環境に影響を及ぼすということが考えられる場合につきましては、速やかに改善してまいりたいと考えております。

県道の道前浄法寺線、現場から上郷まで、携帯電話が使用できない部分がございますが、その事故発生の場合の連絡をどうするのか。それから、携帯電話の使用可能なエリアにできないのかというお話をいただきました。これにつきましては、連絡用に無線を積載するか、携帯電話を携行することによります。また、グループ走行することによりまして、事故時の緊急時に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

それから、通信エリア拡大ということの鉄塔整備でございますが、これは移動体通信事業者自ら整備ということについては、なかなか採算面では困難という回答を得ております。市町村で整備するという制度もございますので、その辺は制度の活用も含めて検討していただきたいと考えております。

町内で事故が発生した場合、町に情報が伝わるまでどのくらい時間を要するのかということです。当然これは、緊急時にはできる限り迅速に情報を伝達するようにしてまいります。先ほども説明をいたしました、この緊急的の連絡体制につきましては、機能するかどうか、事前に点検し、修正すべき点があれば速やかに改善してまいりたいと考えております。

大型車両が積載する無線の影響で、テレビ画面が乱れることがというふうなご指摘もいただきました。これは運搬業者に対しましては、違法な電波使用がないよう、強く指導してまいります。

次のページにまいりまして、平日以外の荒天時、地震発生時への対応でございます。これは、地震、台風など、災害の発生の恐れがある場合、これは勤務時間外、休日でありましても、災害初動体制マニュアルに従いまして、職員が登庁し、配備につき、警戒、あるいは災害発生への対応を行ってまいります。

それから、現地事務所の権限ということでご指摘もいただきました。これは緊急時には、その時々状況に応じまして、現場の判断で対応することもあり得ると考えておりますが、いずれにせよ、対策室と現地事務所の連携のもとに、迅速に対応してまいります。

4ページ、その他でございます。現場を出まして、下りてくる県道道前浄法寺線、急カーブが多く、道路改良の必要があるのではないかとご指摘をいただきました。運搬車両の事故防止ということで、凍結防止剤の自動散布機、カーブミラー、ガードレール、こういった交通安全施設につきましては、今年から順次整備する計画でございます。併せて、道路改良の計画につきましては、今後県土整備部と協議してまいりたいと考えております。

岩手県の運搬車両が、現場から逆に南の方、水亦集落を通ることについての岩手県の説明はどうなのかというお話がございました。丁度、住民説明会を行った日ですが、22日に岩手県が各世帯を訪問し、説明したと伺っております。

それから、道前浄法寺線、逆勾配のカーブがあるのではないかとご指摘をいただきました。運搬車両の事故防止のために、カーブ箇所の調査を行って、その調査結果を踏まえた上で、今後の対策について道路管理者であります県土整備部と協議していきたいと考えております。

以上、22日の主な質疑、要望に対する対応でございます。

古市会長 どうもありがとうございました。

スライドで、廃棄物の一次撤去マニュアルについて、その詳細についてご説明いただきました。これは、環境安全対策、それから作業安全対策、行程管理、大きくこの三つに関して作業に応じた内容について、マニュアル化したものでございます。

いろいろ、事前にお送りしていただいておりますので、皆さんにはご検討いただいたと思うのですが、これから何かお気付きの点がありましたら、コメントいただきたいと思います。

また、7月22日の住民説明会において承った質疑応答については、今、ご説明のように対応していただいたと。対応しましょうということでございます。

以上、何かご質問ございますでしょうか。

宇藤さん、お願いします。

宇藤委員 宇藤です。よろしくお願いいたします。

3ページの撤去時期について、よろしくお願いいたします。

県の方で、試行撤去してみるというお話がございましたが、何時頃からやれるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

古市会長 3ページというのは、マニュアル案の方ですね。

三浦室長 室長の三浦でございます。

試行について、今、いろいろ準備をしておりますが、8月中には行いたい、なるべく早い時期に行いたいと考えております。今日の時点で、何日かということは明言できませんが、試行とこのマニュアルというのはセットと考えておりますので、出来るだけ早い時期から試行を開始したいと考えております。

宇藤委員 関連して、RERのある新城の人達のいろいろ心配なことが、新聞などで報道されておりますが、私は田子町の不法投棄の物を運んでいただいて、処理されるというお話を聞いた時は、とてもあり難いことだと思ったのですが、運ばれる所の人達の心配事を、県の方でどの様に対処してくださるのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

古市会長 直接この一次撤去マニュアルとは関係ないのですが、搬入先のRERの処理施設のある所の周辺住民に対する対応は如何お考えでしょうか？ということですね。

では、何かお考えがありましたら。

三浦室長 田子町の住民の皆さんのご心配、これはこれで勿論、十分理解出来るものでありますし、また、この施設のある西部地区の皆さんのご心配、これもまた十分理解出来るところではありま

すが、県としましては、昨夜この西部地区の住民の皆さんに、住民説明会を開きまして、今の計画、それからこの不法投棄の産業廃棄物の性状とか内容について説明したわけではありますが、色々なご意見がございました。反対意見というものもございました。県としましては、安全・安心というものをまず十分な基本としまして、撤去計画の説明、それから懸念や不安に対する適切な情報公開を行って、ご理解を得ていきたいと考えております。

そのために、この計画が無になるとか、遅れるとか、そういうことのないように十分配慮していきたいと考えております。

古市会長 宇藤さん、如何でしょうか。今のご説明で。

宇藤委員 そうすると、撤去期間はこの様な、平成19年3月までということに変わりはないということで、確認していただけるものなんでしょうか。

三浦室長 現時点ではこの計画で、第一次撤去は進めていきたいと思っております。

古市会長 よろしいですか。

これは一次撤去の部分ですから、本番もまだございますので。同じようにマニュアルが多分作成されると思います。

工藤委員、お願いします。

工藤委員 工藤でございます。

撤去対象廃棄物ですが、これは分類はしないんですか。何か分類しているようなあれが見えないようですが。結局、一ヶ所に廃棄物を持ち込むということになるんでしょうから、結局、種類に分類するという事はないわけですね。

もう一つ。あの辺は、冬期間は積雪がとても多い所ですが、30cm以上積雪があると作業が出来ないということですが、30cmといういつも冬はそれくらいの降雪量はある場所と思うのですが、そうすると3ヶ月くらいは殆ど作業が出来ないということになるのではないかという気がするのですが。そのへんは如何でしょうか。

古市会長 2点ご質問があります。撤去対象物、これは仮置場と中間処理施設、比較的限られた物を持ってきていると思うのですが、その対象物の内容について、分別等みたいなものはされるのかどうか1点目。

2点目は、非常に大雪、豪雪地帯だということで、30cm以上というのは、いつもではないかということですが、如何でしょうか。

西谷主幹 まず、分別でございます。基本的に分別はしないで出したいと思っておりますが、これは受け入れ先の中間処理施設の方で、

どうしてもやはり分別が必要だというふうなことになるれば、それに応じた分別は検討していかなければならないと考えておりますが、現在のところは、分別しないで、あそこの一時仮置場の部分については、汚泥という形で、一括処理出来るだろうと見込んでおりましたので、分別施設は設けておりません。

積雪の関係です。冬期間で1日に30cm降るような事態になれば、それは当然現場の判断で、その時は中止せざるを得ないということですが、晴天時等、冬期間であっても晴天が続いている状態であれば、可能な限りは搬出をしたいと。それは現場で、天候等を判断しながら適切に対応していきたいと考えております。

古市会長 よろしいですか。
 ほかに如何でしょうか。
 長谷川委員、お願いします。

長谷川委員 5番目の作業環境と安全対策マニュアルのところで、かなり色々と問題がありそうなので、そのうちの数点を質問します。5の実際にここでは作業環境を安全にすることだけしか載っていないくて、実際にそういうふうな有害なガスが発生したり、問題が起こった時に、その排気するのをどう止めるかとか、除去するかというのが載っていないのです。これは、別な所ですのででしょうか。というのは、これをもしそのまま放置するのは、非常によく分からないのです。例えば、42ページに、ある基準を超えた時には、当然作業を中止する。その最後に、もし超えている時には、作業環境改善策を実施するとしか書いていないのです。具体的に、この場合は基準値を超えている場合ですと、超えないような対策というか、それをしないと作業は普通出来ないとはいはずで。そういうことがちょっとおかしい。

もう一つは、いろいろある中でいいますと、次の45ページで、日常監視における基準値とありますが、この基準値というのは、これは法で定められたものですから、これ以下で作業しなければならないと法で決まっているわけです。一般的に言うと、例えば硫化水素ですと、10ppm未満ということは、これ以下でなければならないわけですから、普通作業環境をやる時には、普通の所ですと、3ppmとか、5ppmで警報が鳴って、これ以上にならないというのが一般的なのです。とすると10ppm以上になりますから。

もう一つは、測定するのは何処で測定するのか。どういうことで対策を立てるのかということ。特にここで基準値を10ppmということにしますと、測定する場所というのが、その全体環境の中の最大値というものが取れないと思うのです。何点とっても取れないと思うのです。ですから、一般的に言うと、かなり低

い濃度でも出てきたら、チェックするという体制をとらない限りは、作業者が安全な作業を出来ない感じがする。

特に、ここで言うと、酸素濃度が18%以上、これは当然ですが。これは、以下になったらどうするかというのは、その場所ではなるかもしれない。ほかにもっと低い所がでてくるかもしれないわけですから、そういう安全対策というのは、どうもこれでは十分にマニュアルとして出来ていないような気がします、そのへんはどうなのでしょう。

古市会長 具体的には、セクション5の部分の41ページですね。作業環境・安全対策マニュアルの部分ですが。具体的にそういう異常といいますか、それが生じた時に、その発生源に対してどう具体的に対応するのだ、というのが1点目のご質問です。

2点目は、この43ページの管理レベルというものは設定されておりますが、1.5倍と、私もこの1.5の意味合いがよく分からないのですが、普通だと、硫化水素等々ですと10ppmとすると、それに至る前に予防的に管理するはずだと。超えたものとはいかなる考え方かということですが。この2点について、お考えを聴かせていただけますでしょうか。

西谷主幹 改善策でございますが、例えば、そういうガスが発生しているエリアにシートを掛けるとか、あるいは粉じんであれば散水をするとか、そういうことは現在考えております。

ただ、基準値でございますが、これにつきましては、労働安全衛生法の第21条というもので作業環境測定を行うべき作業場というふうなものに、直接はこの現場は該当しないだろうと考えておりました。そうではあります、実際同様のガスが発生するということには変わりがないわけですから、それらの評価等をどうすれば良いのか、現在、青森労働局の方にも、このマニュアルをお渡しして、アドバイスを得ながら進めていきたいと考えております。これでもう完全なものとは認識しておりませんので、労働局の指導を得ながらやっていきたいと。その濃度につきましても、労働局の方からのご指導もいただきながらやっていきたいと思っております。そう考えております。

長谷川委員 非常に私は疑問に思うのは、例えば、ある基準を超えたらシートを掛けてしまう。じゃ、その後どうするのかということです。確かに出てきているわけですから、かなりの有害ガスが出てくる可能性があるとするれば、もっと根源とするれば、例えば、VOCなどでは液体の部分があるはずで。それを十分に除去しない限りは、一番危険なのは、もしそういうものを車に積んで搬出したとします。これはもう当然、上に蓋をしているわけですから、途中で温度が高くなるし、よりガスが発生し易い環境になっ

て、そのまま搬送したと。2時間半も車で次の処理地まで行くわけですから、その時に発生したガスがどうなってくるのか、問題が出てきますよね。それを降ろした時には、当然その付近というのは、かなり有害が増えてくるだろうし、危険な状態があると思いますので、先ほど言っているのは、ある危険なガスが出てきた時には、そのガスが出ないように措置を最初にしなければならぬのではないかと考えて聞いてみたのです。

今のお答えですと、そういうことについては全然お答えにならないで、シートを被せる程度では、私は問題が大きくなるのかなと思いますので、ある基準以上になるとか、何か条件があったとすれば、その現地で除去作業をするとか。そういうことは必要ではないかと考えて、今、お話したのです。

古市会長 このへん、勿論そうなんでしょう。そういう異常状況を検知したら、即座に中止するなり、それに対応策をとった上で搬送するのですね。

西谷主幹 異常と判断するのは、1.5倍が良いのかどうかは議論があると思うのですが、一応、1.5倍を超える場合は作業を中断しますので、当然それは搬出しません。1.5倍以下であれば問題がないのかということになりますと、我々も十分な識見がないものですから、逆に先生方にそういうふうな場合の撤去方法については、こうするべきだというふうなご提案をいただければ助かると思います。

古市会長 なるほど。逆にいうと、コメントをくださいという、専門家としてのコメントをくださいということですので、お気付きの点がありました、またメモか何かでこの後。

長谷川委員 後でまた。今は時間の関係で後で出しますが。

古市会長 ありがとうございます。
西垣先生、お願いします。

西垣委員 同じことで、事前にこういうふうな状況だったらこれで、そうかどうかというのは、バックグラウンドですか、現在の状況を把握しておけば、逆に安全なのではないかと思うのですが。

古市会長 バックグラウンドとして、今の状況ですね。それからの変化ということですね。そのへんは如何でしょうか。

西谷主幹 試行の時期がまだ何時になるか明確になっておりませんので、実際作業をする前に、おっしゃる通り、現状の濃度というふうなものは把握した上で、比較が出来るようにしていきたいと考えております。

古市会長 ほかに如何でしょうか。
梶本さん。

梶本委員 梶本です。簡単なことですが、積み込みの現場の重量、自動車の重量のことですが、自動車に計量器がついていると私共は聞いておりましたのですが、そのへんをお伺いします。そして、計量するには何処で時々やるのか。そのへんを含めてお願いします。

もう一つ。道路の田子町の3カ所の警備員、どの様な人を選んでいるのか。また、どういうふうな方法で選ぶのか。そして、そういうふうな人の教育がどういうふうにされていくのかお伺いします。

以上です。

古市会長 1点目を確認します。警報機ですか？計量器、ですね？

梶本委員 自動車に私は計量器が付いていると聞いているのですが、分からない人もあって、どうやって計るんだと。

古市会長 トラックスケールみたいなものが付いているわけですね。

川本委員 道路に出てから、積載オーバーであったらどうなるのかという話もありましたので。

古市会長 分かりました。計量の仕方はどうなっているのかが1点目。それから、田子町を通りますので、その3カ所のチェックポイントですね。そこをどの様にされるのかということですね。

西谷主幹 まず、計量についてお答えします。

計量器は、契約する収集運搬会社の車両によって異なると思うのですが、全てに自重計がついているとは言えないと思います。従いまして、自重計がついていない場合は、現場に簡易の計測器等を持ち込むなりして、あくまでもこれは簡易でして、正確な計量ではございませんので、ある程度の把握すると。従って、例えば10t車に10tきっちり積むということをしないで、1割とか2割程度減で積載をした上で、正確な数量については、積み下ろしの時に、中間処理施設の検定を受けたトラックスケールで測定をして、確定していくと。過積載防止という観点からは、現場である程度の目安としての自重計なり簡易測定器を用いて、最大積載量の何割か減した形で、積み込みをしていくというふうにしたいと考えております。

古市会長 2点目は？

近藤副参事 田子町内3カ所の車両誘導員を配置する件ですが、これは、車両の誘導業務は警備業法に基づく許可を持っている会社に委託する形になります。当然、車両誘導員というのは、あれは

確か講習だったか、研修だった、その資格と言いますか、それなりの技術、そういったものを持っている方が車両誘導を行う。それで委託した警備会社が派遣する、そういった方々が公道上で車両誘導業務を行うということになります。

古市会長 よろしいですか。ありがとうございました。
そろそろ時間がまいりましたので、大久保さん、最後にどうぞ。

大久保委員 1点だけお願いしたいと思います。P57です。P57、環境モニタリングですが、その4-3に月変化を把握する必要があり、月1回の測定とする。ただし、傾向が安定化していることが確認されれば、年4回ということになると思います。いよいよ搬出が始まるので、これまでとは違った変化があると思いますが、次の59ページにいきますと表がございまして、調査回数が年4回となっております。基本的には月1回調査をするということですが、次のページでは年4回となっておりますので、そのへんの整合をとっていただきたいと思います。

古市会長 これはコメントで、監視回数の所をもう少しチェックしてくださいということですね。

ありがとうございました。

まだまだお気付きの点があるかと思えます。先ほど、長谷川先生の方からも専門的なご意見をいただきました。ほかにお気付きの点がありましたら、事務局の方にメモをお出しいただきましたら、よりよいマニュアルを作っていきたいと思っております。

最後に、全般を監視するカメラみたいなものがあるのですか、場内にずっと。そういうのはやらないのですか。見られているということが、非常にいろんな面で、有効かなという気がしましたので、余計なことかも分かりませんが。もしかお考えがなければ、ちょっと検討していただければと思います。

何か、大日向さんの方から。よろしく願います。

大日向副参事 最後に発言させてください。全体のカメラの話ですが、これにつきましては、八工大の方で2カ所にカメラのモニタリングの塔を立てておりまして、そちらの方で全体を把握できるようになりまして、そのデータを県の方でいただくと。そういう形を考えております。よろしく願います。

古市会長 そうすると、全般の工程がそれで分かるのですね。

大日向副参事 はい。

古市会長 記録としても残るわけですね。

大日向副参事 はい、大丈夫だと思います。そのへん、もう一度工大の方と打ち合わせをしますが。

古市会長 最終的には、このマニュアルの統括者、責任者というのは、多分、対策室、三浦さんの方だろうと思いますが、そちらとうまくリンクできるような形に、是非していただきたいと思います。

大日向副参事 はい、分かりました。

古市会長 よろしく願いいたします。
以上で、その他、4の協議事項が終わりましたので、その他として何か、事務局でご用意いただいているものはありますでしょうか。

三浦室長 その他につきまして、事務局で用意しているものは特段ございません。

古市会長 そうですか。
ありがとうございました。
以上で、今日の議題は全て終わりました。今日は比較的早く終わりました。不思議ですが、どうしましょうか。ざっといただいたご意見、ちょっと私なりにメモを申し上げますか、時間がありますし。5分程度で。

一番最初の所ですね。仮設浄化プラントについては、川本先生の方から、これの前回からの滞留時間を倍にするだとか、活性炭、これは炭で代用しますが、そういう対策を講じられた後、活性炭の出口の方のポイントも計測されるのでしょうかということで、されますということでした。

この件につきましては、大久保さんの方にもご尽力いただいて、いろいろご検討いただいたので、それに関してのコメントをいただきました。

生物影響調査、これは評価委員会が立ち上がっておりますので、これにつきましては、柳田さんの方から、こういう本処理施設が動く前に、前倒しの調査を是非して欲しいということでのご要望がありました。これはご連絡くださいということですね。この協議会としての要望として、評価委員会にご連絡くださいということでした。

大久保さんの方から、前回、川本先生の方からの変異原性のチェックは如何でしょうかということで、それについて、その後どうなりましたかということで、今、川本先生の所で実験されて、今、解析されていると。その結果が出たら、この協議会でご報告させていただきますということでした。

福士先生の方からは、水生生物だけではなく、植物等の影響はどうされるのですかということで、そちらの方は考えていない

ということでした。

その他としましては、措置命令をかけまして、資料3に基づきまして1件発覚したと。見つけたということで、小原委員の方からそういう大量の投棄されている所で、6.6tというのは分かるのでしょうかというご質問で、具体的な撤去作業はどうなっていますかということで、それは燃え殻相当なので、それに対応する部分を撤去していただく、そういうふうになりますというご説明がありました。

一番長いのですが、最後の協議事項の廃棄物の一次撤去マニュアルに関しまして、宇藤さんの方から、この一次撤去の練習は何時されるのですかということで、三浦室長の方から8月、出来るだけ早い時期にやりたいというお答えがありました。

もう1つ、宇藤さんからですが、RERという処理施設、青森市内にあるのですが、そのへんの周辺の住民が反対されているようですが、その対応は如何お考えでしょうかということで、三浦さんから説明して、この内容を説明してご理解いただくように努力しますということでありました。

工藤さんの方からは、2点ありまして、撤去対象物の分類はされますかということで、これは汚泥相当ということで、原則しないというお答えでした。

それから、積雪地域ですので、これは30cm積雪するのではなく、一日30cm以上降るということですね。そういうことはあるのかなのか、ちょっと分かりませんが、出来るだけ管理して、冬期間も実行出来るようにしたいということでありました。

それから、長谷川先生の方から、具体的に作業環境の安全対策についてご質問がありました。この部分については、その他含めて、更に詳しいものがまたメモとしていただけるということです。やはりそういう異常時なりを検知したとしても、具体的な発生源に即時対応出来るか、その部分が抜けているのではないかとことです。

管理レベルで1.5倍というのは、どういう所が出るのか、むしろ環境基準に達する前にチェックするのではないかとことのご指摘がありました。これはごもつとものことですので、労働管理事務所との指導を受けながらということですが、専門の先生方が折角おられますので、ご相談して、緊急時に的確に対応出来るようにしていただけたらと思います。

その時、西垣先生の方から、現状況を把握していると、異常時というのは把握しやすいから、それは是非やってくださいということでした。

椛本さんからは、計量、過大積載になることがあるのではないかとこと、それは自重計があるものについてはそうするし、無いものについては、簡易なもので計りたいと。積み出しの

部分ですね。

それから、田子町の3カ所の交通誘導のしかたですね。これは、委託されてしっかりやる、ということでした。

最後に、大久保さんの方から、モニタリング調査回数について、資料の中味が少し整合性が欠けるものがあるので、もう一度チェックしていただけないでしょうか、というコメントをいただきました。

私の方からは、監視カメラはいかがでしょうか、という事で、大日向さんの方から、しっかり後ろから監視するという、これは現場につけるのですか？そうですね。ということでした。ありがとうございました。

ということで時間が参りました。これで、以上終わりましたので、マイクを返したいと思いますが、次回はもっと元気を出していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。長時間にわたりまして、古市会長には議事進行を、そして委員の皆様にはご熱心なご協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、現場は汚染防止対策工事が進みまして、以前とはだいぶ状況が変わってきております。古市会長から、現場を視察してはとのお話もごございます。次回は現地視察を行いたいと考えております。現地視察は9月18日(土)を予定しております。当日の行程等につきましては、会長とご相談の上、後日事務局よりお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第5回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。